

MEL養殖認証規格改正草案（Ver.2.0）に対する意見対応表

	意見者	対応箇所 (評価基準番号)	意見内容	修正案	MELの対応
1	A様	4.2.3	モイストペレットの使用不可は納得できない。出荷前6カ月のモイストペレットでの飼育は不可欠であり、3ヵ月では身質の改善ができない。		育成期の継続的なモイストペレットの使用は認められないが、低水温期や品質調整などの特定条件下での使用は認めることとしている。現行規格（Ver.1.0）は3年間は有効、つまり3年の移行期間がある。また、固形配合飼料主体の給餌への移行措置も設けるので、給餌システムの改善を検討してほしい。 「部分認証」などの認証も行っているので、申請者の意向によって認証の受け方を検討していただくことも可能である点をご理解いただきたい。
2	B様	その他	移行期間が既存事業者と申請受理済み事業者の間で差が生じている。		今夏から開始されるGSSIベンチマーク審査に合わせて、各手順、スケジュールを設定しているため、申請受理済みの事業者の皆様には混乱を招いた面もあると認識しているが、モイストペレットから固形配合飼料への転換という点では既存事業者と申請受理済み事業者とでは同様であり、3年の移行期間の取扱いにおいては差が生じているとは考えていない。両者ともに大きな不利益が生じないよう移行措置を講じる。
3	B様	4.2.3	「転換までの移行計画」とは具体的にどのようなものを想定しているのか？		「移行措置」については、「適合の判定基準（審査の手引き）」の付属書2に明記する。
4	B様	4.2.3	固形配合飼料への転換が困難な事業者が存在する。MELの掲げている「日本の養殖形態に合致した認証」に外れるのではないのか。		育成期の継続的なモイストペレットの使用は認められないが、我が国の生産実態にも配慮しつつ、低水温期や品質調整等の特定条件下での使用は認めることを盛り込んでいる。 MELは、「日本の養殖形態に合致した認証」というのは、現行の我が国における生産方法を基に定めた規格による認証を原則としているのではなく、生産規模の小さい生産者も含めて我が国の養殖形態を考慮した認証規格を定めることによって、将来に渡って、海洋環境、生態系、社会に配慮した持続的な養殖生産へ転換していく生産者の努力を支援する認証であると考えている。
5	C様	その他	「審査の手引き 付属書1」の記述を分かりやすくすべきである。	付属書1の修正案 認証単位と種別の区分	提案頂いた内容を「適合の判定基準（審査の手引き）」の付属書1に反映する。
6	C様	その他	「審査の手引き 付属書1」に記載されている「特に生産者数が多い場合」の定量的意味があるのか？		定量的な目安は設けないが、審査サイト数が顕著に多い場合には、規格委員会および理事会等の規定の手続きを経て、個別に審議して判断する。
7	C様	4.2.3	「特定条件」について付属書等で説明すべきである。		「適合の判定基準（審査の手引き）」に記載する。
8	C様	4.2.3	「継続的に」は定量的な定義が必要ではないか？断続的な使用という解釈もできるのではないのか？		断続的な使用を容認するものではない。提案頂いたように定量的に定義したとしても懸念事項を排除することにはならない。
9	C様	その他	「審査の手引き 付属書2」は水産用水基準の改訂に準じて更新していくのか？		その通りである。
10	C様	その他	「はじめに」にある「5年毎に一回以上のレビュー」との表現の意味を確認したい。		本規格の発効を起点として、5年毎に規格をレビューするという意味である。定期的な規格のレビューは5年を超えて実施しない時期がないように行う。
11	C様	その他	用語の定義に「認証単位」「認証単位の種別」「未加工の魚介類」を加えるべき。		ご指摘を踏まえ、「未加工の魚介類」の定義を加える。

	意見者	対応箇所 (評価基準番号)	意見内容	修正案	MELの対応
12	C様	その他	「手引き」の「評価指標」、「規格」の「判定指標」の関係性について。		手引きの「評価指標」は規格の「判定指標」に適合しているかどうかを具体的に評価するための指標であり、規格の各判定指標ごとに複数の評価指標を設定している。
13	D様	4.2.3	認証基準4.2は「飼餌料の天然資源に与える影響を考慮すべき」としているが、評価指標4.2.3は「未加工の魚介類が飼餌料として使用しない」と記載している。丸魚でも未加工でも加工済みでも天然資源への影響は変わらないので、認証基準4.2にそぐわないのではないか。		4.2.3は未加工の魚介類を餌料として直接的に使用することによる天然資源の減少に繋がることだけを意味するものではなく、餌料由来の病気や海洋汚染が養殖場周辺に生息する魚介類へ影響することも考慮しているため、認証基準4.2の評価指標として矛盾はない。
14	E様	4.2.3	4.2.3 Aでは「未加工の魚介類を使用してはいけない」と変更になった。判定指標の設定には科学的根拠を示すべきである。それができなければ削除すべきである。		ご指摘はもっともであるが、未加工の魚介類を直接使用することの環境への負荷を科学的なデータに基づいて評価することはできても、国際的な理解が得られないことは明らかである。故にそのことを理由として未加工の魚介類の給餌を認めることはできない。 MELとしては養殖魚への影響のみならず、養殖場周辺の海洋環境、生態系に対する影響も含めて取り組みを実践する必要があるため、固形配合飼料への転換を推進することとしている。
15	E様	4.2.3	同種同属由来の飼料の使用を禁止することの科学的根拠を示すべき。また、認証基準「4.2 天然資源に与える影響」との関係性が不明瞭である。		ご指摘はもっともであるが、GSSIベンチマークツールの必須項目に「同種同属の魚介タンパク質由来の飼料の使用禁止」を記載されていることから、国際承認を維持するために組み込まざるを得ない。 同種同族の餌料禁止については大きく2つの視点があり、1つは養殖魚を食べた人へのプリオン病のリスクと、もう1つは同種同族の餌料が保有する可能性のある魚病のまん延である。 前者のリスクについては否定するだけの根拠がない。一方、後者のリスクについては、科学的妥当性には問題があると思われるが、その懸念を示すオーストラリアでの事例が報告されている。養殖場周辺への病気の拡散を通して天然資源に影響を及ぼす可能性があることから、認証基準4.2の判定指標としている。 将来的に、これらの懸念されるリスクに関する科学的知見が得られた場合には規格の見直しを行うことになる。
16	F様	4.2.4	低魚粉の飼料の使用、削減に関して、それを要件としていることの科学的根拠を示すべきである。		低魚粉飼料の使用、魚油の使用削減は、多獲性魚類の資源に与える影響を考慮したものであり、天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮の一つとして取り組むべき課題であり、国際的にも共通した考え方である。 一方で、魚粉の代替タンパク源として植物性原料を使用することで著しく成長が阻害される、あるいは何らかの疾病を引き起こすことが確実である場合は、養殖動物の健康と福祉に対する配慮に欠けることとなるため、低魚粉の定量的基準は設けていない。養殖魚が健全に生育する範囲内での魚粉削減を認証の要件としており、将来にわたる持続的養殖生産の実現に向けて取り組むべき課題であると考えている。

	意見者	対応箇所 (評価基準番号)	意見内容	修正案	MELの対応
17	G様	4.2.1	陸上養殖施設の排水基準を本来の排水基準に準じた基準値とすべきである。	水質汚濁防止法に基づく一律排出基準では、 BOD（河川）：160 mg/L以下（日間平均120mg/L） COD（海域）：160 mg/L以下（日間平均120mg/L） SS：200 mg/L以下（日間平均150mg/L）	取水した用水の値を超えないように排水するという前提では、一律の基準設定は困難だが、現状としては環境基準、水産用水基準に準じた基準値が排水中でクリアされていれば環境中の基準を超えることはない、との考え方で設定している。 なお、2019年のGSSI承認審査の際、国内の水質汚濁防止法の数値の適用では適合の判定を得られなかったため、米国EPAの養殖場排水基準であるSSの50mg/L等を参考に本規格での排水士記の基準値を設定採用している。
18	H様	4.2.3	モイストペレットの特定条件とは何か？		「審査の手引き」に記載する。
19	I様	4.2.3	モイストペレットの使用について、許容もしくは段階的に配合飼料に移行できるような記述としてほしい。 「原則として」のどのような意味があるのか？		改訂されたGSSIベンチマークツールでは、未加工の魚介類を養殖用飼料として使用することを認めていない。MELの基本的な姿勢としては、その考え方に理解を示し、将来的に固形配合飼料への転換を推奨するという意図である。 固形配合飼料への段階的な転換に関しては、「適合の判定基準（審査の手引き）」の付属書2に移行措置を記載している。
20	I様	4.2.3	モイストペレットの特定条件とは何か？		「適合の判定基準（審査の手引き）」に記載する。